

注意事項：隠岐の島町全国大会等出場支援補助金

補助の対象事業について

オープン大会については、補助の対象としないものとします。

監督等の補助対象人数について

大会出場者の人数が1名の場合は、監督、コーチ、引率者のうち1名までの交通費及び宿泊費を補助対象とします。

宿泊費及び交通費について

①宿泊費は、飲食代を含まない素泊まりに限るものとします。

②宿泊費において、補助対象者と補助対象外の者の経費が含まれる場合は、当該経費の総額に補助対象者の人数割合を乗じた額を、補助対象経費とします。

(例) 選手である児童2名(補助対象者)、保護者1名(補助対象外)が同室で1泊あたり18,000円だった場合
→ $18,000 \text{円} \times \frac{2}{3} = 12,000 \text{円}$ が補助対象経費となる。

③公共交通機関の利用が適当でない場合は、自家用車の使用を認められます。この場合、レンタカー代、ガソリン代、駐車場代、高速道路料金およびフェリーでの車両運搬費を対象経費とします。

(例) 選手である児童2名(補助対象者)、保護者1名(補助対象外)が同乗し、レンタカー代、ガソリン代、駐車場代、高速道路料金の合計額が60,000円だった場合
→ $60,000 \text{円} \times \frac{2}{3} = 40,000 \text{円}$ が補助対象経費となる。

④自家用車等を利用した場合において、補助対象者と補助対象外の者が同乗した場合は、当該経費の総額に補助対象者の人数割合を乗じた額を、補助対象経費とします。